

子ども・子育て支援新制度 幼稚園の利用者負担について



平成26年10月9日
川西市子ども・子育て会議資料

新制度への移行について



従来制度

- 保育料は各園で設定(定額保育料)
- 保護者は所得に応じて就園奨励費を受給

公立幼稚園

認定こども園

私立幼稚園

新制度

- 利用者負担(保育料)は国基準を上限に市が設定
- 就園奨励費相当を考慮し所得に応じた設定
- 入園料は利用者負担に含めて設定する
- 市外の幼稚園を利用する場合も川西市が設定する保育料を適用

幼稚園就園奨励費について

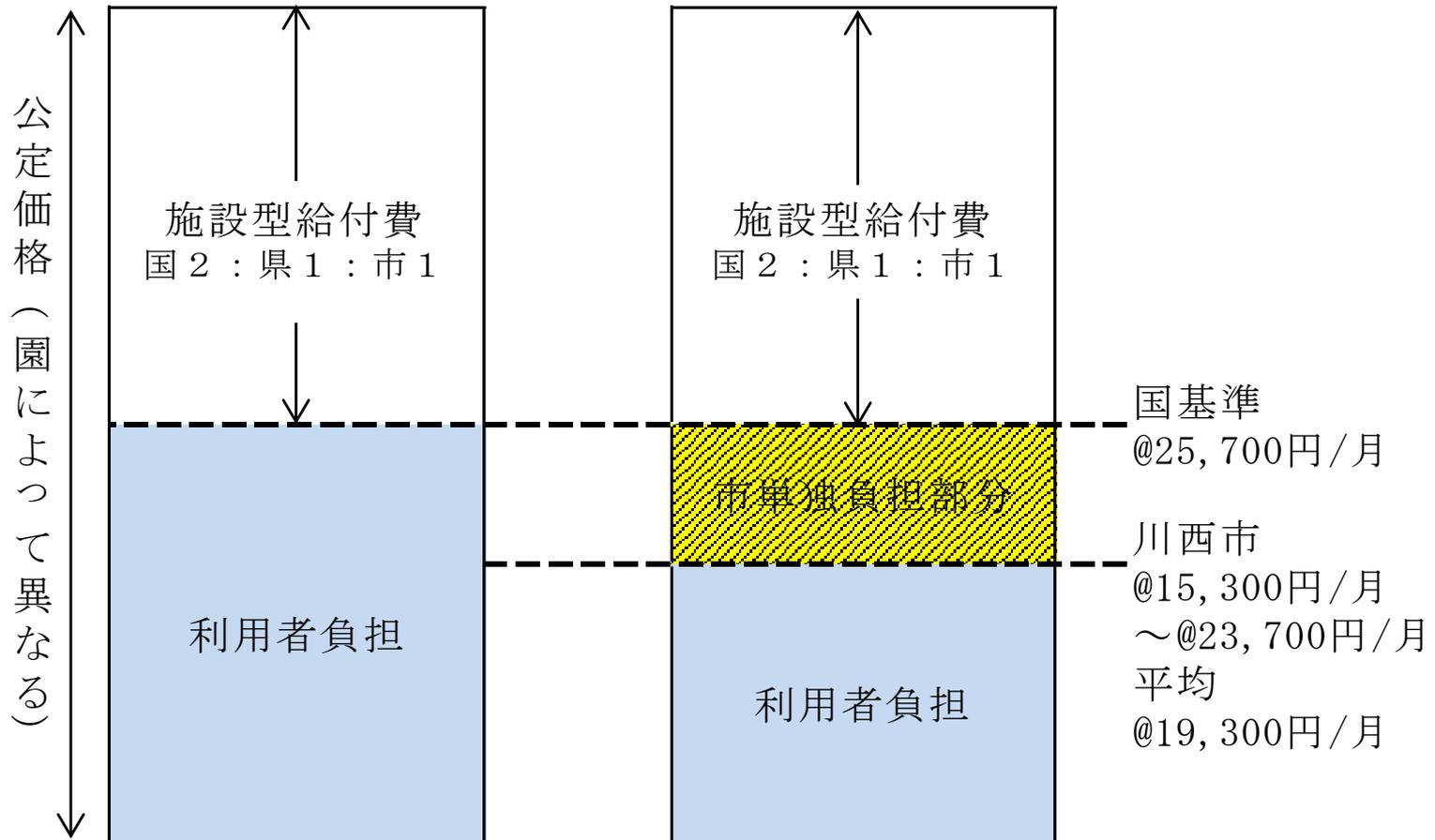


就園奨励費を毎月の保育料に充当すると…

推定年収	保育料 (月額)①	就園奨励費		保護者負担額 ①-②
		年額	月額②	
生活保護世帯	20,000	240,000	20,000	0
270万円以下		180,000	15,000	5,000
360万円以下		120,000	10,000	10,000
680万円以下		60,000	5,000	15,000
680万円超		0	0	20,000

保護者負担は
所得階層によって
異なっている

幼稚園運営費のイメージ



新利用者負担の考え方について

(1) 保護者負担に配慮し、新制度への円滑な移行をめざす

- 公立幼稚園については現行水準とする。
- 私立幼稚園については市内全8園の入園料・保育料の平均額を基準とし、経過措置を含め現行水準とする。

(2) 文部科学省が進める幼児教育の無償化を一部先行して実施

- 推定年収360万円未満世帯の保育料を軽減する。
- 公立幼稚園、私立幼稚園ともに推定年収360万円未満世帯の負担を同一とする。



利用者負担額案(公立幼稚園)

(公立幼稚園)

所得階層	国基準	3歳児						4・5歳児					
		現行保育料			新制度利用者負担(案)			現行保育料			新制度利用者負担(案)		
		保育料10,000円 入園料25,000円			利用料10,420円			保育料8,000円 入園料20,000円(4歳) 5,000円(5歳)			利用料8,830円		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護受給世帯	0	0 (全額減免)	0 (全額減免)	0 (全額減免)	0	0	0	0 (全額減免)	0 (全額減免)	0 (全額減免)	0	0	0
②市民税非課税世帯	9,100												
③市民税所得割非課税世帯		4,000 (2/5負担)	4,000 (2/5負担)	0 (全額減免)	4,170	4,170	0	3,200 (2/5負担)	3,200 (2/5負担)	0 (全額減免)	3,530	3,530	0
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100				<u>6,260</u>	6,260	0				<u>5,300</u>	5,300	0
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	10,000	6,000 (3/5負担)	0 (全額減免)	10,420	6,260	0	8,000	4,800 (3/5負担)	0 (全額減免)	8,830	5,300	0
⑥市民税所得割課税額 211,200円以上	25,700												

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

幼児教育無償化の
一部を先行実施

利用者負担額案(私立幼稚園)

(私立幼稚園)

所得階層	国基準	利用者負担(案)
①生活保護受給世帯	0	0
②市民税非課税世帯	9,100	0
③市民税所得割非課税世帯		3,530
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	5,300
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	15,400
⑥市民税所得割課税額 211,200円以上	25,700	19,300

市内8私立幼稚園の
入園料・保育料の
平均額から算定
(国基準の75%)

幼児教育無償化の
一部を先行実施
(公立幼稚園と同額)

※第2子は1/2免除、第3子以降は全額免除

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

経過措置(案)

入園時の保育料算定方法を卒園まで継続

